

(資料1) 管理運営業務の内容及び基準一式

猿島公園 管理業務仕様書

令和8年6月

横須賀市建設部公園緑地課

目 次

◇猿島公園 管理業務仕様書◇

1	基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	管理業務の対象となる公園施設・・・・・・・・	1
3	運営業務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
4	維持管理業務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
5	電気・ガス・水道等インフラについて・・・・	6
6	廃棄物について・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
7	砂浜、猿島栈橋の維持管理・・・・・・・・・・	8
8	（行為の制限）都市公園条例第9条第1項第2号に基づく公園内行為許可業務・・・・	8
9	公園の紹介業務・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
10	新施設等式の式典補助業務・・・・・・・・・・	9
11	入園許可・入園料徴収業務について・・・・	9
12	猿島公園の渡航について・・・・・・・・・・	9
13	史跡としての東京湾要塞猿島砲台跡について・・・・	10
14	猿島公園専門ガイド協会の活動支援・・・・	10
15	自動販売機の設置・・・・・・・・・・・・・・・・	10
16	自主事業について・・・・・・・・・・・・・・・・	12
17	その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	14

管理運営基準書

- ◆ 公園の概要
- ◆ 位置図
- ◆ 平面図
- ◆ 基本管理
- ◆ 植栽管理
- ◆ 公園施設一覧表

1 基本方針

(1) 横須賀のシンボル

- ・「東京湾で自然林のある最大の無人島」である猿島を横須賀のシンボルとする。
- ・ほかにはない特性を持った猿島公園から文化的価値を継続的に発信し、その文化を醸成していく。

(2) 都市公園としての猿島公園

- ・自然特性と数々の文化的価値が調和し景観に配慮した整備を行い、その価値を最大限活かすとともに、来園者が猿島独自の体験を享受できる場とし、横須賀の観光資源として活用する。
- ・公園内での安全確保は最優先であり、危険のある場所、行為については禁止または制限をかける場合もある。

(3) 国指定史跡としての猿島公園

- ・史跡の本質的な価値を損なわず、より良い状態で後世へ伝えるべく、適切かつ効果的な保存を目指す。
- ・史跡の魅力や価値を広く発信し、学ぶ機会を設け、市の地域資産として活用を図っていく。

(4) 環境の維持と保全

- ・東京湾唯一の自然島を保護し、後世まで継承していくため、環境に配慮した活動を継続していく。

(5) 快適で安全に利用できる猿島公園

- ・猿島の魅力向上により来園者の増加を図るとともに、平日等の閑散期の利用促進を含めて来園者の利用の平準化を進め、利用者の集中に伴う課題を踏まえ、混雑の予防・抑制及び発生時の安全確保を最優先とした実効性のある対応を行う。

2 管理業務の対象となる公園施設

(1) 園路及び広場

広場、ボードウォーク、階段、園路等

(2) 修景施設

トンネル等

(3) 休養施設

パーゴラ、テーブル、ベンチ等

(4) 教養施設

兵舎、弾薬庫、記念碑等

(5) 便益施設

トイレ、足洗い場、喫煙所（第三者設置のものを含む。）、物販棟、エコステーション、三笠公園の一部（ゴミ保管庫、ロータリー）等

(6) 管理施設

管理棟、柵、倉庫、看板、案内板、機械棟（発電施設）、スピーカー柱、展望台、分電盤等

(7) 主な指定管理施設概要

・ 管理棟（管理棟トイレ含む）	延床面積	291.27㎡
・ 物販棟	延床面積	170.03㎡
・ 機械棟	延床面積	50.35㎡
・ 屋外トイレ	延床面積	約50㎡
・ ごみ保管庫	延床面積	約15㎡

3 運営業務

(1) 運営体制の確保

- ア 運営業務に支障のないように管理事務所には、管理要員を配置し運営に当ること。
- イ 管理要員のうち1名は、管理事務所長として配置し、施設の管理運営責任者となること。また、管理事務副所長を1名配置すること。管理事務所長が不在の場合は、管理事務副所長等で対応できる体制をとること。
- ウ 7、8月の土日祝日等は混雑が想定されるため、園内の巡回、注意喚起を行うこと。
自主事業を実施する場合の安全管理体制（巡回・注意喚起を含む）は自主事業として事業者負担とすること。
- エ 労働基準法等、管理、運営上必要な法令を遵守すること。
- オ 使用料の徴収、保管及び納付については、出納責任者及び現金取扱者を置いて適正な管理を行うこと。
- カ 防火管理者を置くこと。
- キ 組織体制を保持し、職員の育成及び運営に必要な研修を実施すること。
- ク 公園管理業務における過失又は瑕疵による第三者への損害賠償に備え、施設賠償責任保険について市で加入する。その他必要な保険については加入すること。

(2) 運営業務

常に利用者に開かれたものとし、以下の業務を行うものとする。

- ア 公園利用者の接遇（公園や植物の解説、コミュニケーション等による利用者への対応）
来園者と直接やりとりをする接客業であることを意識した接遇を行うこと。また管理事務所員だけでなく、現場の作業員（委託会社も含む）も猿島公園の一員であることを自覚し、来園者が気持ちよく過ごせる接遇を行うこと。
- イ 本市が主催・共催・後援する行事等の開催にあたっては、実施団体と協力して円滑かつ公平な運営を図ること。早朝・夜間に開催する行事等については、職員の早出出勤等により適宜対応すること。

(行事例)

- ・ 音楽イベント (Good Music Party in Sarushima) (市共催) : 7~9月の夜間開催
- ・ アートイベント (Sence Island) (市主催) : 11月~12月の夜間開催
- ・ 猿島公園専門ガイド協会 ガイド活動 : 通年実施
- ・ その他、市が関連する夜間、早朝に開催する事業等 (年間10日間程度)

ウ 公園利用者・市民等からの問い合わせ、要望及び苦情等に対して、主体的かつ誠意をもって対応するとともに、迅速、的確、丁寧な対応をすること。要望及び苦情等の対応経過については随時、市に報告すること。

エ 違法行為に対する注意・指導

(ア) 都市公園条例(昭和34年条例第18号。以下「条例」という。)第8条に掲げる行為は禁止行為であるため、特別な許可なくこれらの行為を行うものについては、速やかに中止させると共に市に報告すること。

(イ) 条例第9条(第1項第2号を除く)に掲げる行為については、横須賀市長の許可を必要とするものであるため、許可なくこれらの行為を行うものについては、速やかに中止させると共に市に報告すること。

条例第9条第1項第2号に掲げる行為については、「8 都市公園条例第9条第1項第2号に基づく公園内行為許可業務」を参照。

オ 市への業務報告及び連絡調整

カ 事故・災害及び緊急時等の対応

(ア) 事故・災害等に備え、対応マニュアルを作成しておくこと。

(イ) 集中豪雨・台風・強風・大雨・大雪・地震・津波等の警報発令時等、またそれらの警報発令に至る恐れがある場合には警戒配備体制を設置し、利用者の安全確保を迅速に行うとともに、市に対して被害状況を報告すること。また、必要に応じて応急処置を行うこと。

特に初期対応について必要に応じて専門業者に意見を聞くなど、被害拡大を防止するよう臨機応変に対応すること。

(ウ) 災害等が発生し、市が施設をその対策のために使用することを決定した場合は、市の指示に従い当該災害等の対策に関する業務に協力すること。

(エ) 災害時、事故、緊急時の渡船による来園者の救急搬送や臨時便の出航については、航路運航会社と連携し、迅速に行うこと。なお、その場合の渡船費用は航路運航会社の協力により無償となる。

キ 拾得物・残置物の処理

拾得物については、拾得物台帳等を作成し記録するとともに、遺失物法に基づく適切な対応を

行うこと。残置された自転車等で持ち主が不明であるものについては、市の協議のうえ適切に処理すること。

ク 利用者指導・事故の防止等

危険な行為による事故の防止や他の利用者への迷惑行為の防止のために、施設の使用状況を適宜把握し、必要に応じてマナーを遵守するよう適切な利用者指導等を行うこと。

ケ その他

(ア) 光化学スモッグ発生時において利用者への周知及び避難誘導指示を行うこと。

(イ) 熱中症警戒アラート発表時は、利用者に熱中症等への注意喚起を行うこと。また、熱中症特別警戒アラート発表時は直ちに屋外運動施設の貸し出しを中止し、公園利用者には屋外での活動を自粛するよう促すこと。

4 維持管理業務

- (1) 市教育委員会が策定している「史跡東京湾要塞跡 猿島砲台跡 千代ヶ崎砲台跡 保存活用計画」に基づき、維持管理を行うこと。

※参照ホームページ

総合案内 > 健康福祉・子育て教育 > 歴史・文化 > 文化財 > 国史跡東京湾要塞跡

- (2) 常に清潔な空間を提供し、来園者が園内で快適に過ごせるよう、維持管理を行うこと。
- (3) 「自然林と史跡のある無人島」という特徴を損ねない雰囲気を保ち、施設や設置物がその景観を害さないよう十分配慮すること。
- (4) 維持管理業務の対象は、「2 管理業務の対象となる公園施設」に示す公園施設の維持管理（巡回・保守点検・補修・修繕・清掃等を含む）とする。
- (5) 施設補修・修繕

適正な利用に供するよう安全面に配慮し、施設及び備品等は正常に維持すること。また、日常的な保守点検を行い必要に応じて部品交換や補修・修繕を行うこと。公園全体の美観を保ち、施設の延命化を図るために、柵・門扉・木製階段・テーブルベンチ等については錆落としや維持塗装を行うこと。ただし、史跡に係る遺構部分の補修等は、市教育委員会と協議のうえ指示に従うこと。

- (6) 樹木等の植栽管理

ア 年間を通して樹木類、シダ類、コケ類が醸し出す無人島の雰囲気、史跡との調和、神秘的な景観を維持するよう管理を行うこと。

イ 景観と安全性を両立させ、自然島の貴重な植物を守る質の高い植物管理を行うため、樹木医・街路樹剪定士等の専門的な知識を有する者の指導のもと、植物の適切な維持管理を行うこと。

- ウ 自然島の生態系を維持するため、自生種以外の移植、栽培は行わないこと。
- エ 来園者が安全かつ快適に過ごせるよう、園路を防ぐ樹木類や草類は適宜刈り込み、折れ枝、枯れ枝は伐採すること。広場の下草は常に刈り込み、来園者が不快にならないよう注意すること。眺望を阻害する樹木類や草類は、良好な眺望が確保できるよう、適宜伐採すること。
- オ 樹木等の繁茂による史跡への影響について、市教育委員会の調査に協力し、連携すること。市教育委員会からの樹木管理に関する指示がある場合は、市に確認のうえ、この指示に従うこと。
- カ 樹木類や草類の剪定、伐採等について、年度当初に事業計画書を提出するほか、実施1か月前に詳細な計画書を提出すること。

キ みどり（樹木等）に関する配慮・報告について

- ・ 樹木等のみどりを良好な状態に保つため、本市が策定した「公共施設の緑化及びみどりの育成に配慮した維持管理ガイドライン」に基づいて、樹木等の適切な育成管理に努めること。
- ・ 同ガイドライン「配慮指針編」に規定された市への報告を適切に行うとともに、市からアドバイス及び調整事項があった場合は、可能な限り、その趣旨に沿った対応をとること。

※参照ホームページ

総合案内 > くらし・手続き > 環境・自然・海洋 > みどり施策・自然環境 > 公共施設の緑化 > 公共施設の緑化及びみどりの育成に配慮した維持管理ガイドライン

(6) 用地の保全

公園内の不法占用の有無や公園周囲の状況を把握し、異常があった場合は随時市に報告すること。

(7) 三笠公園の一部（指定管理区域）について

- ・ 三笠公園駐車場内の一部および隣接するロータリーは猿島公園指定管理者による管理とする。

ア 駐車場内の一部

猿島公園のごみ保管場所とする。詳しくは「6 廃棄物について」を参照のこと。

イ ロータリー

- ・ 日常的に巡回、清掃を行い、不審車両等が発見された場合には警察と連携を図り、迅速に処理すること。
- ・ 混雑時には人員を配置し、車両の案内・整理を行うこと。
- ・ 猿島公園および三笠公園ほか近隣来訪者が利用する施設として供用すること。
- ・ 入口の車止めについては、周辺施設の開園時間等に合わせ適宜開閉すること。

(8) その他

- ・ デッキに設置するパーゴラ及びテーブルベンチについて、強風時その他危険が想定される気象条件時における転倒・飛散・移動等を防止するため、固定、収納、撤去、使用停止、注意喚起等の安全対策を実施すること。

- ・喫煙スペースにある灰皿内のごみは、適宜清掃を行う。灰皿周りの園内の清掃と同時に掃除等を行い、きれいな状態を保つこと。

5 電気・ガス・水道等インフラについて

(1) 電気

- ・発電機および太陽光発電による自家発電のため、使用できる電気容量に注意を払い運営すること。
- ・発電機および太陽光発電が問題なく稼働し、公園の管理運営に影響が出ないよう、日常点検および定期点検を行うこと。
- ・発電機用の軽油は渡船で運搬し、調達すること。
詳しくは「12 猿島公園への渡航について」を参照のこと。
- ・発電機用の軽油は、消防法の規定に基づき、200Lに満たない量の保管とする。
- ・発電機更新の際は、関東電気保安協会に型式などを報告すること。

(2) ガス

- ・都市ガスは供給されていない。厨房施設で使用する場合はプロパンガスを渡船で運搬し、使用すること。その場合のガス代については、指定管理料に含めない。
- ・厨房施設以外でのガスの使用は認めない。

(3) 水道

- ・上下水道設備はない。井戸水を汲み上げて使用しているため、公園の管理運営に影響がでないよう、井戸および汲み上げポンプ、受水槽、滅菌機等関連機器の日常点検および定期点検を行うこと。
- ・井戸水は飲料用ではないため、利用者への注意喚起を行うこと。
- ・飲料水が必要な場合は渡船で運搬し、調達すること。その場合の飲料水代については、指定管理料に含めない。
- ・雑排水処理にかかる施設（排水処理施設、浸透枳等）の日常点検および定期点検を行うこと。

(4) 通信設備

- ・固定電話の回線はない。猿島公園の管理人と迅速に連絡がとれるよう、管理者で携帯電話を用意すること。
- ・インターネットの接続は可能。ただしW i - F i 等の無線LAN設備はない。また、今後これらの整備計画はない。

(5) トイレ

- ・土壌処理方式（屋内）及びカキ殻方式（屋外）によるトイレがある。どちらもシステムが問題なく稼働するよう、日常管理を行うこと。

また、付帯する設備（便槽、土壌処理槽、排水槽、浄化槽等）の点検、清掃も行うこと。廃棄物の処理については、指定管理者が排出事業者として処理を行うこと。

6 廃棄物について

（１）公園管理で排出されるごみ

- ・事業系ごみとして「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第３条」に基づき、自らの責任において適正に処理すること。
- ・事業系ごみは「事業系一般廃棄物」と「産業廃棄物」、「資源物」に分別し、保管場所まで自己搬入すること。

ア ごみの保管及び処理

- ・保管場所は三笠公園駐車場内の指定場所とする（約15㎡）。保管場所ではごみの飛散・流出、汚水の流出・地下浸透、悪臭・害虫の発生がないよう十分注意し、定期的に清掃をすること。
- ・保管場所におけるごみの管理は猿島公園指定管理者の業務とし、保管場所に対する苦情、要望には対応すること。
- ・保管場所から回収、処分については市の一般廃棄物収集運搬業許可業者および産業廃棄物収集運搬業許可業者と委託契約し、適正に処理すること。
- ・ごみの搬出入に伴う車両及び作業員の立ち入りについては、事前に三笠公園指定管理者と協議を行い、調整すること。
- ・来訪者や近隣住宅等に配慮し、ごみの搬出入作業に要する時間や保管の時間については、可能な限り短縮すること。（例：ごみの搬入は夕方以降とし、搬出を翌朝とする等）
- ・実施にあたって関連施設等との調整を要する事項が生じる場合は、事前に市及び関係者と協議し、必要に応じて覚書等により整理すること。

（２）植物管理で排出される枝類

- ・島内の残置とする。ただし残置場所については、来園者の目につかず、史跡に影響のないよう配慮すること。

（３）自主事業やイベント等で排出されるごみ

- ・ごみの保管及び処理については、６（１）アを順守すること。
- ・排出されたごみは、自らの責任において、適正に処理すること。
- ・主催者による運搬、保管、回収、処分とし、指定管理料には含まない。ただし、公園管理業務に支障のない範囲であれば、三笠公園駐車場内の保管場所の利用も可能とする。
- ・市が認める場合は、公園のごみとして処理すること。

7 砂浜、新猿島栈橋の維持管理

- (1) 砂浜は一般公共海岸として、清掃、漂着物の撤去、危険物点検等日常管理を行うこと。
- (2) 新猿島栈橋は、来園者が安全に通行できるよう、簡易清掃、目視点検等日常管理を行うこと。また猿島定期航路の妨げにならないよう、配慮すること。異変、不具合を確認した場合は、栈橋所有者である港湾管理者（市港湾部）へ連絡すること。なお、定期点検については港湾管理者（市港湾部）が行う。
- (3) 新猿島栈橋の使用許可は港湾管理者（市港湾部）となる。
- (4) 新猿島栈橋の修繕については、市港湾部と協議する。

8 （行為の制限）都市公園条例第9条第1項第2号に基づく公園内行為許可業務

- (1) 条例第9条第1項第2号に掲げる行為の許可を条例及び都市公園条例施行規則（昭和34年規則第13号。以下「施行規則」という。）施行規則および市の示したマニュアル等に基づきほかの公園利用者の利用の妨げにならない範囲で適切に行うこと。
 - ア 許可を行うにあたり、懸案事項案件等については、市と協議を行うこと。
 - イ 市のPRになる撮影やイベントを許可する場合は、事前に市の関係部署に連絡を行うこと。
 - ウ 許可を行った案件は、すべて市へ報告すること。

都市公園条例抜粋

（行為の制限）

第9条 都市公園において、次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。ただし、法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項の規定に基く許可に係るものについては、この限りでない。

- (1) 行商、募金その他これに類する行為をすること。
- (2) 業として写真又は映画を撮影すること。
- (3) 興業を行うこと。
- (4) 競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために都市公園の全部又は一部を独占して使用すること。

(2) 料金徴収に関する業務

指定管理者は、市の収入となる使用料の徴収事務を行う指定公金事務委託者となり、徴収及び出納業務を行うこと。なお、使用料の徴収委託事務に係る経費については、市は指定管理業務と併せて指定管理料として支払うので、収支予算書の作成に当たって業務経費を計上すること。なお、これらの事務については第三者に委託することはできない。

ア 使用料の徴収。なお使用料の額は、都市公園条例別表に定める額とする。

- イ 料金徴収後、5日以内に指定金融機関に納付すること。
- ウ 使用料は市の収入とする。
- エ 使用料は前納とし、徴収した使用料については必要な帳簿を作成し、出納責任者が管理すること。
- オ 条例、施行規則及び公園の入園料及び使用料の減免に関する取扱基準に基づき、使用料の減免を行うことがある。
- カ 納付された使用料は還付しない。ただし、使用者の責めに帰さない理由により施設を使用できない等の相当な理由があると認められるときは、この限りではない。詳しくは都市公園条例、施行規則に従うこと。

9 公園の紹介業務

猿島公園のパンフレット、ポスター及び公園ホームページ等の作成やSNS等を活用し、施設紹介を行うこと。また、Web広告等の活用を含め、集客につながる効果的な広報・宣伝に努めること。

10 新施設等の式典補助業務

新設又は改修した公園・施設で市が式典を行う場合、式典に使用する備品や消耗品の貸出及び備品等の運搬等の補助を行うこと。

11 入園許可・入園料徴収業務について

- (1) 猿島公園の入園許可および入園料徴収業務については、市が行う。ただし問い合わせや来園者への案内については、応対できるようにすること。
- (2) 猿島航路は民間事業者の運営だが、アクセスなど一般的な案内の範囲で応対できるようにすること。
- (3) 指定管理者の公園管理にかかる入園料については、市への事前の申請により減免することができる。

12 猿島公園への渡航について

- (1) 基本は運輸局の認可を受けた定期航路を使用すること。渡航費、運搬費については指定管理料に含まれる。
- (2) 指定管理者決定後、航路運航会社と市および指定管理者で「航路に関する覚書」を締結すること。

【覚書の概略】

- ・猿島公園の管理にかかる管理人や備品、資材の運搬について連携し、協力体制をとること。
- ・航路運航会社の栈橋使用について、協力体制をとること。

- ・市や指定管理者の事業、定期便以外の運航および棧橋の使用について協力体制をとること。
- ・事故や災害等で緊急に出船が必要な場合は、協力体制をとること。また航路運航会社はこれに対し、無償で対応する。

(3) 事業者が定期航路と別途で航路を運航し管理業務を行う場合は、必要な許可申請、届出等手続き、関係者との調整を事業者自身で行ったうえで、計画書を作成し応募提案書に添付すること。なお、この場合の費用は指定管理料を充てることはできない。また、市は航路運航にかかる責任は負わない。

13 史跡としての東京湾要塞跡猿島砲台跡について

- (1) 猿島公園全体が、文化財保護法に基づく国指定の史跡であることを管理者全員で認識するとともに、来園者へもその理解が深まるよう努めること。
- (2) 史跡を傷つけること、汚損すること、破壊すること及び指定地内の掘削を行うことは文化財保護法の違反行為となることを十分理解し、また来園者へ啓発すること。
- (3) 史跡指定範囲で新たに造作物を設置したり、建築することもしくは現状の造作物や建築物のやり直し、立て直し、変更等は文化庁の許可が必要なことを十分理解し、無断でこれらの行為を行わないこと。また、これらの行為を行う場合、早期段階で市教育委員会と協議すること。
- (4) 史跡の日常観察を行い、異変や不具合を発見した場合は、早急に市へ報告すること。
- (5) 市及び市教育委員会が行う史跡調査、管理、活用にかかる活動について、円滑に業務が行われるように協力すること。

14 猿島公園専門ガイド協会の活動支援

- (1) 猿島公園専門ガイド協会は、市の事業理念を引き継ぎ、正確な知識を持ってこれを広く来園者へ伝える市民団体であることを理解し、その活動を妨げることのないよう、協力すること。
- (2) 同団体のガイド活動が年間を通じて円滑に行われるよう、受付場所、集合場所、休憩場所、説明場所、広報等の確保を行うこと。
- (3) 同団体の活動に必要な公園の備品を貸し出すこと。
- (4) 同団体の活動に必要な兵舎・弾薬庫の鍵については、指定管理者から貸し出しを行い、1年に1度確認を行うこと。同団体以外への鍵の貸し出しについては、市の判断による。

15 自動販売機の設置

- (1) 設置台数及び場所

現在、設置されている自動販売機は令和9年3月に撤去を予定しており、新たに自動販売機を設

置する場合、原則、撤去後の場所への同台数の設置となるが、利用者サービスの向上のために増減が好ましいと判断される場合は、事前に市と協議し承認を受けること。他の場所へ設置を希望する場合にも、事前に市と協議し承認を受けること。

※1 令和7年度の設置場所は倉庫前に3台

(2) 公園施設設置許可申請について

自動販売機の設置には公園施設設置許可申請が必要となり、都市公園条例で定めた公園使用料を負担すること（公園使用料は改定される場合がある）。また、公園施設設置許可は、指定期間中、毎年度、更新申請を必要とする。

(3) 設置管理方法

設置方法（直営設置、業務委託等）は、指定管理者に一任する。ただし、設置管理に要する費用（電気料金、ゴミ処理等）の負担及びトラブル対応はすべて指定管理者が責任を持って行うこと。

(4) 収入の取り扱い

自動販売機設置業務を通じて得られた売上のうち、10パーセントを横須賀市に納付金として納めること。ただし、納付時期・納付方法は別途定めるものとする。納付金を差し引いた残りの売上については、指定管理者の収入とし、収入から設置に要する費用（自動販売機設置に伴い市へ納める公園使用料、電気料金、諸費用等）を差し引いた残りの収入を指定管理施設の管理経費に充当することができる。

※1 公園使用料 都市公園条例別表に定める額

※2 電気料金 自動販売機の稼働に要する電気料金

※3 諸費用 飲料メーカー等との契約に基づき支払う費用等

管理経費提案時には、別紙「自動販売機売上実績」を参考とし、前述の必要経費等を勘案した実績に乖離しない収入見込み額を様式9「猿島公園指定管理業務収支予算書」に記載すること。また、サービス向上や管理経費削減についての提案に該当する趣旨がある場合は、事業計画書の所定の場所にも記載すること。

(5) 市への報告

自動販売機設置に係る収支は、施設管理全体の年間収支予算書及び決算書に記載することはもとより、自動販売機設置事業の単独収支（自動販売機ごと）についても、毎月記録し、業務月報に添えて市に報告すること。納付金は、1年分を一括して翌年度の4月末日までに納めること。納付方法等は別途定めることとする。

(6) その他

飲料等の価格は、無人島であることを考慮した一般的な市場価格を超えないように設定すること。

また、取り扱い商品は、原則的に清涼飲料水のみとし、その他の食品や雑貨、アルコール飲料及びタバコの販売は不可とする。ただし、施設の特徴や利用者からの強い要望等により、必要と判断される物品については、別途市と協議すること。

また、管理許可施設内に設置する自動販売機については、公園施設設置許可申請及び市への10%の納付金は不要とし、設置方法（直営設置、業務委託等）は、指定管理者に一任する。ただし、設置管理に要する費用（電気料金、ゴミ処理等）の負担及びトラブル対応は、すべて指定管理者が責任を持って行うこと。また、管理許可施設内に設置する自動販売機の収支は、管理許可施設の管理運営に係る収支表に記載し、管理許可施設ごとに、毎月記録し、年度末に一括して市に報告すること。

16 自主事業について

(1) 事業の基本的な考え方

- ・ 広く公共の福祉に供する、多くの人に開かれた事業であること。
- ・ 猿島公園の価値を上げ、猿島公園で行う意義を明確にすること。
- ・ ほかの公園利用者の利用を妨げず、かつ特定の企業や団体の独占的、排他的利用でないこと。
- ・ 多くの人に利用してもらうため、閑散期及び市民利用を促す提案を期待する。
- ・ 市から事業について要望があった場合、市と協議のうえ実施すること。

(2) 業務上の位置づけ

- ・ 市の施策および施設の設置目的に合致し、かつ本来の公園管理業務の実施を妨げない範囲において、指定管理者の責任と費用により、実施するものとする。
- ・ 事業に必要な人員、備品、資機材、光熱水費、保険（イベント保険等）、公園使用料、施設使用料は、指定管理者で用意し負担すること。

(3) 実施の承認

- ・ あらかじめ市の承認を受けた事業のみ、実施可能となる。
- ・ 事業の基本理念に合致しないと市が認めた場合は、事業を承認しない。
- ・ 市主催・共催・後援事業と実施時期や場所が重なる場合は、市の事業を優先とする。

(4) 実施手続き

- ・ 実施年度当初に提出する自主事業計画書のほか、事業実施3か月前（内容によっては6か月前）に詳細な計画書を提出し、市の承認を得ること。また、史跡を活用する事業を実施する場合、計画段階から市教育委員会と協議すること。
- ・ 申請時の事業計画書で提案した事業についても、あらためて実施年度当初に、所定の自主事業計

画書を提出し、市の承認を受けるものとする。

- ・承認を得たのち、必要な申請手続きを行うこと。なお、公園使用にかかる使用料および入園料は減免しない。

(5) 時間外の利用（早朝、夜間）について

- ・「非日常の体験を特別に提供する」ことを基本に、定期的もしくは恒常的な商品化は認めない。
- ・利用時間、範囲、人数、管理体制等を市と十分に協議のうえ、事業の提案を行うこと。事業の基本的な考え方に沿わない、また管理体制等が十分でないと市が判断した場合は、時間外の利用を認めない。

(6) 収入の取り扱い

- ア 利用料を徴収する場合には、他公園等の類似施設や類似サービスの一般的金額等と比較のうえ、適切な価格を考慮すること。
- イ 自主事業を通じて得られた収入については、指定管理者の収入とし、指定管理施設の管理経費への充当は不用。（ただし、剰余金を指定管理施設の管理経費に充てることは可能）
- ウ 実施年度当初の自主事業計画書の提案時には、自主事業にかかる収入見込み額を記載すること。
- エ サービス向上や管理経費削減についての提案に該当する趣旨がある場合は、事業計画書の所定の場所にも記載すること。
- オ 自主事業に係る収支は、施設管理業務や管理許可施設の収支とは区別した管理を行うこと。

(7) 実施報告

- ・自主事業実施後は、所定の自主事業報告書を市に提出すること。また、収支の予算および決算については、施設管理全体の収支と併せて、市に報告すること（合算不可）。

(8) バーベキュー事業について

- ・バーベキューは猿島公園を代表するレジャーのひとつとして認知度が高いため、積極的な提案を期待する。
- ・猿島公園管理要領 第4条禁止行為（8）により、燃料を使用するコンロ類または燃料の持ち込みを禁止しているため、事業を実施する際は、コンロの貸し出しおよび炭の販売を併せて行うこと。
- ・バーベキューで使用した炭が砂浜へ残置されないよう、十分注意し管理すること。また、使用後の炭は確実に消火して処理するよう、処理方法を事業提案時に明示すること。

(9) マリンレジャー事業について

- ・猿島公園の大きな魅力のひとつである「海」に関連するレジャーについても、積極的な提案を期待する。内容は、海水浴に限らず、新たなコンテンツも可能。

17 その他

(1) 市民参加・市民協働（ボランティア）

- ・公園の維持管理、環境保全、集客促進事業等においてボランティア団体等の参加に積極的に取り組むこと。またその場合は、活動内容や活動範囲等について十分に調整を行い、円滑な維持管理を図ること。

(2) 地域との連携

- ・地域連携（地元町内会等含む）を行い、地域の活性化を図ること。
- ・三笠公園、うみかぜ公園など本庁地区の主要な公園や集客施設と連携し、より魅力的な集客エリアを形成するため、年に数回の「連絡調整会議（仮称）」に出席し、積極的な連携を図ること。

(3) 環境への配慮

ア エネルギー使用量の記録・報告

「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（省エネ法）」の改正（平成22年4月施行）に基づき、施設におけるエネルギー使用量について測定・記録し、市へ報告すること（月1回）。

イ 省エネルギーに対する周知・啓発等

施設内に張り紙をするなど、施設利用者に対して、できる限り電気等の利用を削減することなどの周知及び啓発に努めるとともに、指定管理者自らの事務を行う上で、電力等の使用量を削減するための必要な措置をできる限り講じるよう努めること。

ウ 脱炭素社会への移行に向けた取組み（温室効果ガス排出量の削減のための取組み）

令和3年1月29日に本市が表明した「横須賀市ゼロカーボンシティ宣言」に基づき、脱炭素社会への移行に向け、温室効果ガス排出量を削減するために必要な措置をできる限り講じるよう努めること。

(4) 公園を取り巻く環境の変化への対応

施設サービスの向上、利用促進、広報等のPRに関して、公園を取り巻く環境の変化に伴って、多様化するニーズを捉えて事業提案を行うこと。

(5) 公園の利活用に関する協議・検討

指定管理者決定後、公園のより良い活用（利便性向上、魅力向上、利用促進等）に関する検討を行うための協議・検討の場を設けるものとします。

(6) 協議

本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に関する疑義が生じた場合は、市と協議の上、対応すること。